広報横芝
この広報は各家庭に洩れなく配付します
発行所　千葉県山武郡横芝町役場　（電話）横芝32・249・339

広報告知板

２月は
国民健康保険税第９期分
有線使用料第４期分
の納期です

（納期限内に収入役又は金庫へ必ず納めて下さい）

貿易の自由化とは

貿易の自由化率七三％が、去る十月一日から一五％引上げられて八八％となった。

ある品物が自由化されるというのは、輸入制度の上からいえば、その品物が輸入自動承認制品目（一定の外貨予算の範囲内なら、輸入申請をすれば、自動的に輸入を認める品目）か、外貨資金自動割当品目（外貨予算にあまり制限されず、自由に外貨の割当を受けることのできる品目）かのいずれかに取扱われるということで、これら以外の品目は制限を受けており、非自由化品目といわれている。

自由化率とは、三十四年度に輸入された総金額の中で、その時の自由化品目の金額がどのくらいの割合を占めているかということである。

農業構造改善とは？

単一事業だけでは認められない

農業基本法が生れ、農業構造改善事業が叫ばれるようになって、早くも一年を経過し、今日ではどこの農家もこの事業に異状な関心を持つようになりました。当町も昨年九月、この事業の計画地として指定を受け、事業推進のため、日夜努力しておりますが、まだ一般農家の方々は、どういう仕事をしたらこの事業の認定を受けられるか、誤解している方が案外多いと思いますので、以下大まかな説明をして見たいと思います。

まず、農業基本法では次のように説明しています。

一、耕作している農地面積を大きくすること。
二、耕作している農地をなるべく一ケ所にまとめること。
三、家畜等を取入れること。
四、機械化を進めること。
五、農地の所有や移動に無理な制限をしないこと。
六、農業を近代化して行くこと。

としてあります。

も少しわかりやすく云えば、一戸当りの経営面積を大きくして、一人で耕作する面積を殖やし、機械力をかりて手間をはぶき、余剰労力をこれからのびて行く畜産なり、果樹などを取り入れて収入が他産業並になるよう、農業経営を切替えて行くことが構造改善の大筋となるわけです。

以上のような趣旨からして、単一事業を行っただけでは、構造改善事業として認められないわけで、従って補助も受けられません。

今後みなさんが事業を計画される場合、この点誤解のないようお願いします。

消防団出初式

恒例の消防団出初式は、本十日、中学校庭で挙行されました。好天に恵まれた式場には、消防車が威容を誇り、本町消防団の面目を如何なく発揮しました。なお、当日消防に尽力して表彰された方々は次のとおりです。

県知事功労章
本部　伊藤　忠治
県知事精勤章
横芝第九分団　森　政吉
〃　本部　石橋　文雄
上堺第一分団　佐瀬　昇市
大総第七分団　伊藤　一郎
県消防協会功労章
本部　石毛
〃　石井　春雄
県消防協会精勤章
本部　伊藤　文雄
横芝第八分団　芹川　敏夫
〃　第七分団　斎藤　三郎
〃　第六分団　太智　重雄
大総本部　伊藤　惣吉
上堺第二分団　海保　謙次
〃　本部　小高　治男
財務事務所長表彰
上堺第一分団　大木　文雄
横芝第五分団　秋葉　剛
上堺本部　宇都木庄吉
横芝第三分団
〃　本部　大藤　栄
大総　〃　栗原　三郎
〃　大総第四分団　伊藤　邦
消防協会山武支部長表彰
本部　伊東　庄
〃　大総第四分団　八角　喜夫
上堺第三分団　伊藤　範久
横芝第二分団　永子　雄
大総第六分団　安藤　外
上堺第四分団　川島　謙志
横芝第一分団　宇井　幸
〃　上堺第一分団　長谷　一
〃　横芝第四分団　田島　義雄
〃　大総第五分団　字井　武
〃　横芝第三分団　長谷　亨
〃　立会　鳥喰下　斉藤　正
〃　〃　押尾　洋登
（以下省略）

議員の定数変る

26名から20名に

市町村議会議員の定数は、地方自治法の規定により、人口段階別に定められており、当町の場合は、人口一万以上二万未満の町村に該当し、定数は二十六名ということになっているが、特に条例を設けた場合は、その数を減少させることができることになっている。当町においても漸くその機運が熟し、去る十二月の定例議会に提案され、賛否両論に分れて真剣な論議が交されたが、結局原案のとおり可決成立した。

これにより、本年四月執行される町議選は、前回とは趣きを異にし、全町一選挙区のいわゆる大選挙区のもと、二十の議席を廻って争われることになる。

民生委員　母子福祉推進員　きまる

昨年の十二月一日付で、次の方々が新しく民生委員、母子福祉推進員に委嘱されました。

特に今回は八名の方を除いて、全部新しい方が委嘱され、これから三年間、恵れない方々や、母子福祉のため、献身御努力を願うことになるわけです。

民生委員

（横芝地区）

氏名	担当区域
斉藤　明	上町一、二
大木梅吉(再)	上町三、四
伊藤うら	本町一、二、三
高知尾静江	本町四、古川、両国
土屋源吾	東町一、
伊藤源之助	東町二、三、四
若梅原次	栗山一、二、三
鈴木重雄(再)	栗山四、四ノ二、東部
市原利清(再)	鳥喰新田、青芝会、東ケ丘
伊能雄司(再)	鳥喰下
印東勝治	鳥喰上、沼

（上堺地区）

氏名	担当区域
伊藤　章	宮前、南
佐瀬浅次郎	南川岸
海保豊蔵	立会
早川さい	荒場、三本松

昭和３７年度　町税業種別調定見込額概況

38.1.1.現在（単位千円）

業種区分	町民税	固定資産税	軽自動車税	その他の税	合計	総額に対する割合
農業	3,142	10,098	955		14,195	37.5%
営業	3,497	3,433	315		7,245	19.1
給与	2,820	800	107		3,727	9.8
その他	0	2,837	0	9,882	12,719	33.6
合計	9,459	17,168	1,377	9,882	37,886	100.0

（注）1. 本表は昭和37年度分町税の調定見込額で業種区分は得所の状況により区分した
2. 業種区分中営業は農業以外の事業所得者について計上した
業種区分中，その他は無所得者，他町村居住の納税者分及び国有資産等所在市町村納付金（1,133千円）を計上した
3. その他の税の内訳は，電気ガス税 3,857千円，たばこ消費税 5,955千円，鉱産税 70千円

議会だより

▽定例会

本年最後の定例会は、十二月二十四日午前十時から開会され、次の各議案について審議の上、原案どおり決定した。

○教育委員会委員任命について同意を求める件

斉藤浅之助委員が任期満了したので、後任として小川文雄氏（滝山）を選任するにつき、議会の同意を求めるもの。

○横芝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

助産費として、一千円支給していたのを、十二月から二千円に増額するよう、改めるもの。

○町営住宅等管理条例

従前の町営住宅管理条例の内容の整備をはかり、同時に一月から家賃を引上げるよう、改めるもの。

○汚物収集処理手数料条例

町でも、ごみ、し尿の処理を開始するので、ごみについては、ごみ箱の大きさ、し尿については容量により、手数料を徴収するよう、定めるもの。

○税条例の一部を改正する条例

行政不服審査法が十月一日から施行され、それに伴って地方税法も一部改正されたので、条例の条文の整備をはかるもの。

○昭和三十七年十二月十五日に支給する期末手当の額の特例に関する条例。

十二月の期末手当の額を今期に限り、特に百分の三十増額するもの。

○歳入歳出追加更正予算議定の件

本年度第四回目の追加更正予算で、追加総額は二一八万三千円余り。

○国民健康保険歳入歳出追加更正予算議定の件

○有線放送電話歳入歳出追加予算議定の件

○議会議員定数条例制定の件

議員の選挙区条例が廃止されたことは御承知の通りであるが、更に今回は今まで二十六名の定数であったものを、二十名に減少させるもの。

国保運営協議会委員改選される

任期満了による国保運営協議会の新委員が一月一日付で、次のように決りました。

被保険者代表
若梅　清（新）
水野忠一郎〃
大木　竹〃
宮　守〃
早川　登蔵〃
平山　豊〃

医師、薬剤師代表
笹本金次郎
川島　精之
長野　康己
柳川　儀助
野村　義寿
山田　忠雄

公益代表
浅野　清
鈴木　繁（新）
佐久間義一〃
鈴木　利春〃
行木　和夫〃
伊藤　たま

［註］国保運営協議会は国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため市町村長の下におかれ、被保険者を代表する委員六名、保険医、保険薬剤師を代表する委員六名、公益を代表する委員六名から構成される。委員の任期は二年。

母子福祉推進員

氏名	担当区域
押尾トリ	上町
吉岡たけ(再)	本町、古川、両国
湯本つる子	東町
若梅直子	栗山
大木勝代	鳥喰金域
伊東喜美(再)	屋形
三木せつ	新島
平山ふみ	北清水
菅沢サト(再)	牛熊、谷台、木戸台
子安はつ	坂田、於幾、曾根谷、小堤、寺方
長倉、銚山、取立、遠山、中台	
伊藤喜代	

公益領収証をお受けとり下さい

★公給領収証とは

皆さんが、料理店や、旅館、バー等で、遊興や飲食、宿泊、休憩等して、お会計をする際に、料理店などの経営者がお客に渡す領収証のことです。

なぜ公給領収証というかといいますと、この領収証用紙は、県が印刷して各料理店などにくばっておくもの、すなわち、公給の領収証というところから、このようにいうのです。

★公給領収証を受けとることは

皆さんが支払われた料理飲食等消費税が確実に県に納められることになり、これによって県はいろいろな公共事業や県民の暮らしをゆたかにする行政を、することができることになります。

★公給領収証を受けとらないこと

皆さんがせっかく税金を支払っても、県に納まらない場合があったり、経営者の納税意欲を低下させるなど、納税秩序が乱れることになります。

「街」を綺麗に
清掃事業はじまる

懸案であったごみ、し尿の処理も「議会だより」の項でお知らせしましたように、手数料も決りましたので、いよいよ、一月から業者に委託して行われることになりました。

塵芥焼却炉も昨年の十二月十三日火入れを行い、本格的な運営を始めております。

今のところ、集める地域は、上町、本町、東町と古川、栗山の一部に限られておりますが、将来は必要に応じて、町全域に及ぼされる予定であります。

なお、手数料について申上げますと、ごみの手数料は、ごみ箱の大小により月額、大が二〇〇円、中が一五〇円、小が一〇〇円で、翌月末までに収入役室へ納めて頂くことになります。し尿の方は十八リットル（約一斗）二〇円の割合になりますが、これは各家庭で、「くみ取券」を購入しておいて頂き、その都度くみ取券で業者に支払って頂きます。くみ取券は役場の収入役室の窓口で扱っており、券の種類も五円、十円、五十円、百円の四種類に分れておりますので、皆様の家庭の必要量に応じて適宜購入して頂くことになります。

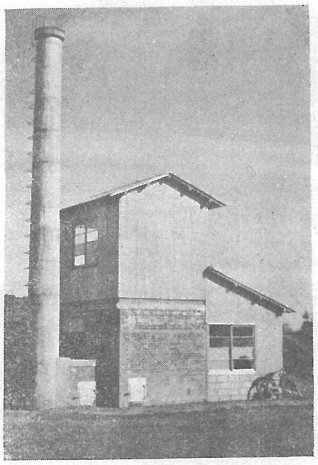
煙を上げはじめた塵芥焼却炉

Hの日記から

十二月に入ると、めっきり寒さも加わって、ひとしお、冬の深さを想わせる。

その日は、厚い雲がいっぱいに拡がっていて、まだ午さがりだというのに黄昏ときのような錯覚を起させるのだった。

住み古した土間の真んなかに石油罐で造ったかまどがあって、人気もないのにパチパチと音をたてながら勢いよく燃え盛っていた。

黄昏を思わせたのは、かまどの火が、ほの暗い土間の辺りを浮きあがらせているせいかもしれない。

冷えきった体を持て余しながら通りかかったHは、火に憑かれたもののように自転車から飛び降ると「こんにちは」と、声をかけた。

そう云っておけば、もう当然の権利でもあるかのようにズカズカと、土間に入り込んで火のそばに寄った。

手をかざしながら「お寒い、寒い」と、一人言をいいながら耳をすますと、奥の方に人の気配がした。

「暖らして貰ってますよ」と、奥の方に断わって、「火の番をしてるんですよ！……家宅侵入罪だなんて、いわないで下さいよ！」と、大きな声でつけ加えた。

しばらくして、五十がらみのその家の主婦が財布を手にして現われると、「きょうは随分冷えますね」と、始めて口をきいた。

訪れた声の主が徴税吏員の「H」だということを知っていたのだ。

「ほんとに滞めてしまってすいません」

「すいませんけど、きょうは、これたけにしといて貰いたいですけど」と、つぶやくように云った。

「やあ待って下さいよ……きょうは税金のことで寄ったんじゃ、ないんですからね……」

「前を通ったらね、あんまりよく燃えてるもんだからフラフラッと、入り込んじまったんですよ」

Hは、律儀者の主婦の心中をおしはかって、言訳がましく云った。

火の魅力に負けて、つい寄りこんでしまったうかつさが、真面目な主婦を苦しめているのに気付いて後悔した。

そして、何んとかして話題をかえようと努めたが、適当なものが浮ばないで迷った。

「ああ暖ったかい」

「父ちゃんの具合は何う？……商売に行ったの？」

「寒いから、あんまり無理させないほうがいいですよ」と、矢継ぎばやに話しかけた。主婦は、板の間にキチンと座っていた。

「仕事ってわけじゃないんだけど、近所の葬式の手伝にいったんですよ」

「ほウ……何処です？……葬式は……」

「五兵衛どんのお爺いさんですけどね、永いこと寝ては居たんだけど、やっぱりね、……もう歳だから……」

「そう！　何処の家でもいいことばかりはないね？」

「さア……どうもありがと、お蔭で、すっかり暖くなった。やっぱり火はいいなア」と、漸く区切りの言葉を見つけて立ちかけると、

「すんませんが、今日は二百円だけにしといてくれませんか？　ぽつぽつ入れますから」と、云った。

Hは戸惑った。

夫婦が揃いもそろって丈夫でもないのに、まだ小学生の二人の子供を抱えた「歩合とり」の行商でありながら、やれるだけやって見ますからと保護申請を辞退したということを聞いていた。

いま、主婦の手にある財布の中は残り少いようだった。

Hは云った。

「まアまア、無理しなくてもいいですよ、ウンと儲かったら、その時は思いっきり納て貰いましょうよ」と、冗談にまぎらわした。すると、主婦は、

「父ちゃんが、三、四百円は貰って来るでしょうから大丈夫ですよ」と、二ツの百円玉を板間に並べた。

Hは、眼頭が熱くなって困った。ちょっとの間、ためらったが、「そうですか？……これは全く尊いお金ですよ、決して無駄には使わせませんから」と、自分にも云い聞かせるように語気を強めて云うと、入念に領収書を書いた。

Hは、重いペタルを踏みながら自己批判をするのだった。

この二百円を受けとって来たことは、果して許されることなのだろうか？　法の建前は別として、人情の上からは何うなのだろうか？　と、自分のした行為の是非を決めかねるのだった。

そうだ！　あした、直ぐにでも保護申請の口添えをすることにしよう。その結果によって、自分のしたことの可否が判然とするわけだ。

どうかして、自分の行為が「否」であったと決まるようにと願わずにはいられなかった。

きっと、認可になる筈だ。

そうでなければ、ならない筈だ。

Hは、もう自分で決めてしまった。

そして、漸く、さっきからの遣り切れない気持から救われることができた。

親ごころ

もう未練がましく言うのは止めよう、それより未納分を納めて後の免除申請の手続きをしようよ……」静かではあるが厳しい声である。女房にして見ればこれからの、いや只今の家庭の事を考えると月額二千円の障害年金は喉から手の出る様な思いになるのも無理はない事であった。

野良に行く途中、突然牛があばれ出して牛車に掛けられて入院……治療……手術……右脚切断……そして生れもつかぬ身体障害者となってしまったのである。

確か負傷する一ケ月前、国民年金指導委員が未納保険料のことで来てくれたそして、「国民年金は六五歳になったら貰う老令年金だけでなく、母子年金、障害年金等の年金が約束されているが事故の起きた時に納期前の未納があると駄目になるから、万一を考えて納めておいてはどうか少し老婆心的だが」と言ってくれた時は……よもや、とも思っていなかったし、何れ来年の三月までは延滞金もかからないのだからと思い、

「えんぎでもない、後にしている……」と断ってしまった。

その万が一の事情に直面してしまったのである。

言い辛いことを言ってしまった後味の悪さにどちらともなくダマリ合った沈黙の一瞬

「ごめんなさいよ」、ガラリと開いた玄関から挨拶より先に入って来た亭主の母親は、

「おや、何かあったのかい」

室の中のただならぬ空気を感じての言葉である。

「いや別に……ねえお前え」

「何でもないわねえ貴男……それよりお母さんは」

「いいえね、脚の傷を見舞いがてら、障害年金の裁定請求の用紙に印を捺してもらおうと思ってね」

「障害年金？だって俺達は未納があるから駄目ですよ、いまもそのことで二人で……」

「ああそうだったのかい、どうも変だと思ったよ、だけどお前達には未納はないよ」

「……」

「実はね、九月に私の福祉年金を貰いに行った時、間違いてお前達の手帳も一緒に持って行っちまったんだよ、そしてよく見たらお前達に未納があるじゃないか、だから役場へ寄って納めて来たんだよ私が老令年金をもらいながら子供達が未納では名利につきると思ってね」

――当年八十歳の母――見合わせる夫婦の眼には何時か熱いものが滲んできた。

今まで気付かなかったが街の方から流れてくる歳末売出のジンタの音も気のせいか急に陽気になり出したようである。此の夫婦にも幸福な正月が訪れることであろう。

職員配置図

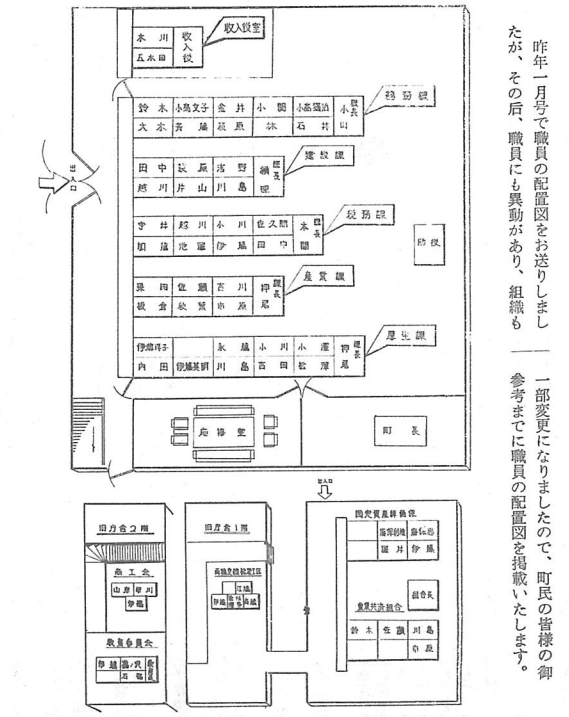

昨年一月号で職員の配置図をお送りしましたが、その后、職員にも異動があり、組織も――一部変更になりましたので、町民の皆様の御参考までに職員の配置図を掲載いたします。

声のひろば

全家庭に有線を

先日、家を留守にして近所の店で買物をしていたら、有線の交換所が、しきりに私の家の番号を呼んでおります。私はその店の有線を借りて相手と話をして用件を足したが、普通の電話であれば、これができないわけです。有線放送には、たしかに秘密な話のできない不便さはありますが、こんな場合になると電話より便利な点があります。また、役場や農協などからのお知らせや、緊急の場合の一斉放送などは、大勢の人が同時に用件を知ることができ、電話にない長所をそなえております。

そこで、役場に対して提案したいと思います。

それは、こんなに便利なものも、みんなが引いてはじめてその効能をフルに生かすことができるわけですから、全戸に有線を引くような計画を立てて頂き度いと思います。

経済的な理由で費用の負担の出来ない家庭には、公費による援助や、一度に支払できない家には、分割払の方法など、何とか考えれば、方法はありそうな気が致します。

こんな提案は無謀なものでしょうか。

（夢望者）